厚生常任委員会記録

平成27年4月14日 (火)

場所:鳥栖市議会 第2委員会室

平成27年4月14日 日程及び付議事件

日次	月	日	摘	要	
第1日	4月14日	(火)	案件 人事異動について 専決処分の報告について その他		

1 出席委員氏名

委員長 古賀 和仁 副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

篠原 久子 市 民 福 祉 部 長 市民協働推進課長 村山 一成 市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長 天野 昭子 民 岡本 昭徳 市 課 長 国 保 年 金 課 長 吉田 秀利 健 康 保 険 友子 IJ 係 長 古賀 税 務 課 長 平塚 俊範 管 理 収 納 係 長 有馬 秀雄 〃 市 民 税 係 長 槇 浩喜 " 課長補佐兼固定資産税係長 成冨 俊夫 市民福祉部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一 社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子 〃 課長補佐兼保護係長 久保 雅稔 健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武田 隆洋 議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

人事異動について 専決処分の報告について その他

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会

午前10時

開議

古賀和仁委員長

おはようございます。

ただいまから、厚生常任委員会を開会いたします。

 ∞

本日の日程について

古賀和仁委員長

本日の日程につきましては、4月1日付で人事異動がありましたので、まず、異動の御挨 拶を受けまして、その後、専決処分の報告を受けたいと思います。

以上、よろしく御了承のほどお願いいたします。

 ∞

人事異動について

古賀和仁委員長

それでは、執行部より人事異動の挨拶をお受けいたします。なお、挨拶につきましては、 新しく市民福祉部に異動されてきた方及び内部で異動があった方とさせていただきたいと思 います。あらかじめ御了承のほど、お願いいたします。

では、執行部の皆様の御挨拶をお願いいたします。

篠原久子市民福祉部長

このたびの4月1日の人事異動で、新たに市民福祉部に入ってきた者から御挨拶をさせて いただきます。

天野昭子市民協働推進課市民協働係長

4月に市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長を拝命いたしました天野昭

子です。よろしくお願いいたします。

岡本昭徳市民課長

このたび、4月1日の異動によりまして、市民課長を拝命いたしました岡本明徳でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

吉田秀利国保年金課長

おはようございます。

このたび国保年金課長を拝命いたしました吉田秀利でございます。よろしくお願いします。

古賀友子国保年金課健康保険係長

おはようございます。

国保年金課健康保険係長を拝命いたしました古賀友子と申します。よろしくお願いいたします。

槇 浩喜税務課市民税係長

おはようございます。

4月1日、人事異動で税務課市民税係長を拝命いたしました槇浩喜と申します。どうぞよ ろしくお願いいたします。

岩橋浩一市民福祉部次長兼社会福祉課長

おはようございます。

4月1日の人事異動に伴いまして市民福祉部次長兼社会福祉課長を拝命いたしました岩橋 浩一と申します。どうぞよろしくお願いします。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

おはようございます。

このたびの人事異動で、社会福祉課長補佐兼保護係長を拝命しました久保雅稔です。よろしくお願いいたします。

八尋茂子社会福祉課地域福祉係長

おはようございます。

4月1日付けで、社会福祉課地域福祉係長を拝命いたしました八尋茂子です。よろしくお願いいたします。

坂井浩子健康増進課長

おはようございます。

このたび、健康増進課長兼保健センター所長を拝命いたしました坂井浩子と申します。ど うぞよろしくお願いいたします。

古賀和仁委員長

ありがとうございました。

それでは、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時 4 分休憩

∞

午前10時5分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∞

専決処分の報告について

古賀和仁委員長

次に、専決処分について報告を受けたいと思います。

平塚俊範税務課長

平成27年度地方税法の改正が3月31日に公布されたことに伴い、同日付で条例の一部の改正を専決させていただいております。

お手元にお配りしております鳥栖市税条例の一部を改正する条例案の概要というところを 御参照ください。

改正の内容につきましては、資料に挙げておりますとおり1番目に個人住民税における住宅ローン控除の適用期限の延長で、平成31年3月31日までとなっております。

2番目に、法人市民税における法人事業税の課税標準に合わせ、資本金等の額から資本準備金の取り崩し額を控除し、利益準備金等による増資額を加える改正と、法人税法の改正による条番号の整理であります。

3番目に、軽自動車税のうち、二輪車及び小型自動車の税率の引き上げを平成28年度へ延長するものと、平成27年度に新規所得の環境対応車について、平成28年度に限り、環境性能に応じた軽減税率を適用するものであります。

4番目に、固定資産税のうち、子ども・子育て支援制度の創設に伴い、非課税措置の適用

を受ける施設の条文を整理するものと、サービスつき高齢者向け住宅に係る固定資産税について、わがまち特例に導入後、適用期間を2年延長するものでございます。

また、固定資産税及び都市計画税の税負担の調整率を平成29年度まで延長するものであります。

以上で税務課関係の説明を終わります。

吉田秀利国保年金課長

国保年金課分について御報告をさせていただきます。

資料をお願いいたします。

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御報告をさせていただきます。

この専決処分につきましては、3月定例会の委員会におきまして、国において平成27年度の地方税法施行令の一部改正が予定されていることに伴い、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正が必要となるため、平成27年4月1日施行分につきまして専決処分をしたい旨報告をいたしておりましたけれども、この地方税法施行令の一部改正が平成27年3月31日に公布されましたことに伴いまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

改正の概要について御説明をさせていただきます。

改正点は2点ございます。

1点目は、賦課限度額の改正でございます。国民健康保険税の賦課限度額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で、それぞれ限度額が法令で規定されておりますが、今回、医療給付費分51万円を52万円に、後期高齢者支援金分16万円を17万円に、また、介護納付金分14万円を16万円に引き上げるものでございます。

改正の2点目は、軽減措置の改正でございます。これは国民健康保険の低所得者の方に対しまして、保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。今回軽減判定所得の改正は、応益分の5割軽減と2割軽減の対象世帯で改正を行っております。5割軽減の判定では、これまで基準額の算定では33万円に加え、24万5,000円に国保加入者数を乗じていたものを加算しておりましたが、改正により、乗じる額が26万円となっております。

次に、2割軽減の判定におきましては、これまで33万円に加え、45万円に国保加入者数を乗じておりましたが、改正により生じる額が47万円となっております。このことによりまして、5割、2割軽減の条件判定がそれぞれ引き上げられ、世帯の所得がその軽減判定以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の、おのおのの均等割分と平等

割分が軽減されるものでございます。

以上の改正の施行日は平成27年4月1日となっております。

なお専決処分につきましては、専決処分後、直近の議会で議会の承認をいただくこととなっておりますので、現在のところ、6月定例会に専決処分の承認について議案をお願いする 予定でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、御報告とさせていただきます。

古賀和仁委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告について、御意見などありましたらお受けしたいと思います。

尼寺省悟委員

御意見じゃなくて、いくつかお尋ねしたいんですが、数字上の問題です。

この件は、3月議会でも出ましたので、国保税の専決処分の報告、この点ですね。この点についてちょっとお聞きします。

前にも言ったんですけど、こんな大事なことを専決処分にしようということはちょっと同意できないんですが、まず賦課限度額が上がったこと、そのことによって、増収に、国保税が上がるのは大体幾らぐらいなのかということと、軽減措置、これによって減収になると思うんですが、それぞれ、金額としてどれくらいになると見込んでおられるのか。

吉田秀利国保年金課長

まず、限度額の分についてでございます。限度額が改正によりどれだけ増額するかということでございます。

試算をしてみて、1月現在の被保険者、現在の被保険者の資格及び所得の状況で試算をしましたところで、全体として800万円ほど調定額が増額をする予定でございます。

それから、軽減分につきましては、全体で約500万円が軽減ということで調定額としては下がるということでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

軽減措置については制度内の繰り入れがあるということなので、実質的には、鳥栖市としては800万円、鳥栖市の国保会計としては800万円、増収になるというふうに考えてよろしいわけですね。

吉田秀利国保年金課長

はい。そのとおりでございます。

尼寺省悟委員

85万円といったら、標準世帯といいますか、標準世帯で、大体どれぐらいの収入の世帯であって、それは国保の世帯の中の比率は何%ぐらいなのかはわかりますか。

吉田秀利国保年金課長

はい、あります。

まず限度額の世帯の割合ですけれども、世帯数が9,000世帯ほどございます。その中で、限度額を超える世帯については、310世帯ございますので、これを割ると……、ちょっと今済みません、電卓を持っていないので。

所得につきましては、試算をちょっとしないと……、世帯構成であったりしたところで変わってきますので、一概に言えないですけども、標準で言えば、大体500万円を超えるようなところが限度額、その辺の世帯ではないかというふうになっています。

これも、あくまでも課税所得でございます。所得額が約500万円ぐらい。課税所得でございます、これは。

尼寺省悟委員

もう1点だけ。

軽減、このことによって、対象世帯が幾らから幾らになるのかということを教えてください。

吉田秀利国保年金課長

2割、5割、7割と軽減がございまして、今回7割については、改正はございませんけれども、5割世帯につきましては改正前から改正後100世帯ほどふえるということでございます。また、2割軽減につきましては、今まで2割だった方が、軽減額が上がったことによって、5割に移られる方もおられますので、そういう意味からして、ちょっと少ないですけれども、2割の方については、約10人程度が挙がっております。

今まで軽減がなかった方が2割を飛び越して5割になられる方もありますし、今まで2割だったのが5割になるということで、そこが正確にはまだ計算してないんですけれども、2割については5ょっと少ないですけども、5割については100名ほどが、全体的には110名の方がそれぞれ変わったということでございます。

古賀和仁委員長

他にありませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、以上で報告を終わります。

古賀和仁委員長

以上で本日の日程は終了しました。

これをもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。

午前10時17分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 古 賀 和 仁